

鳥取縣公報

規則

◆鳥取縣規則第二十號

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）に基き、行政書士法施行細則を次のように定める。

昭和二十六年四月二十七日

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十六年四月二十七日 金曜日
第一千二百四号

ない。

2 知事は、前項の申請者が法第三條第二号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認定したときは、認定書を交付する。

3 前項の認定書を亡失又は毀損した者は、その再交付を申請することができる。

（試験期日等の公告）

第二條 知事は、行政書士試験の施行期日及び場所、受験願書の提出期限及び場所その他試験の施行に関する必要な事項をあらかじめ公告する。

（受験願書）

第一條 行政書士法（昭和二十六年法律第四号、以下「法」という。）第三條第三号の規定に該当する者と

しての認定を受けようとするものは、履歴書に同條第一号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有することを証明する書面を添えて知事に申請しなければならないとを証明する書面を添えて知事に申請しなければなら

2 行政書士試験を受けようとする者は、行政書士試験手數料二百円を納めなければならない。

(試験科目及び方法)

第四條 行政書士試験は、筆記試験の方法により行う。但し必要と認めるときは、口頭試験の方法を併用する。

2 前項の筆記試験は、左の科目について行う。

一、行政書士の業務に関する必要な法令

二、一般常識

三、作文

(試験委員)

第五條 行政書士試験に関する事務を行わせるために、五人以内の行政書士試験委員を置く。

2 行政書士試験委員は、学識経験を有する者及び職員の中から知事が委嘱し又は命ずる。

(合格の公告及び通知)

第六條 行政書士試験の合格者を決定したときは、直ちに、その氏名を公告し、その旨を本人に通知する。

らない。

第七條 前條の合格者に対しては、別記様式第一の行政書士試験合格証を受け付ける。

2 前項の合格証を亡失又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

(受験者の不正行為に対する措置)

2 前項の規定により合格の取消を受けた者が既に合格証を附与されているときは、これを直ちに知事に返納しなければならない。

2 前項の規定により合格の取消を受けた者が既に合格証を附与されているときは、これを直ちに知事に返納しなければならない。

(登録の申請)

第九條 法第六條第一項の規定により、行政書士の登録を受けようとする者は、別記様式第三の登録申請書に、履歴書、戸籍謄本又は抄本及び行政書士試験合格証の寫又は行政書士となる資格を有することを証明する書面を添えて知事に提出しなければならない。

00663

2 行政書士の登録を受けようとする者は、行政書士登

録手数料百五十円を納めなければならない。

(登録事項)

第十條 行政書士の登録は、行政書士名簿に、法第六條

第一項に定める住所、氏名、生年月日及び事務所の所在地の外、左の事項を記載することにより行う。

一 本籍地

二 登録番号及び登録年月日

三 行政書士試験合格番号及び年月日(法第二條第二項各号の資格を有する者については、その資格)

(登録証明書)

第十一條 行政書士の登録を受けた者に對しては、別記様式第四の行政書士登録証明書を交付する。

2 前項の証明書を亡失又はき損した者は、その再交付を申請することができる。

(登録事項変更の届出)

第十二條 行政書士は、行政書士名簿の登録事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を知事に届け出

なければならない。

(行政書士名簿の様式及び記載事項)

第十三條 行政書士名簿は、別記様式第五により調製し、

第十條に定める事項の外、左の各号に掲げる事項を記載する。

一 出張所の所在地

二 補助者の住所及び氏名

三 法第十四條第一項の規定による業務停止の処分をしたときは、その旨及び処分をした年月日

(他の都道府縣の行政書士の認可)

第十四條 法第六條第五項の規定による認可を受けようとする者は、別記様式第六の登録認可申請書に、他の

都道府縣において行政書士であつたことを証明する書

面を添えて知事に提出しなければならない。

(出張所の設置)

第十五條 行政書士は、出張所を設けようとするときは、別記様式第七の出張所設置認可申請書を知事に提出し

なければならない。

(報酬の額)

第十六條 行政書士がその業務に関して受けることとので
きる報酬の額は、別表の通りとする。

(業務に関する帳簿)

第十七條 行政書士は、その業務に関する帳簿に、法第
十條第一項に定める事件の名称、年月日、受けた報酬
の額及び依頼者の住所、氏名の外、受託番号及び作製
した書類の枚数を記載しなければならない。

(立入検査の証票)

第十八條 法第十三條第二項の証票は、別記様式第八に
よる。

(届出事項)

第十九條 行政書士は、左の各号に掲げる場合において
は、十日以内に、その旨を知事に届け出なければなら
ない。

- 一、業務を廃止しようとするとき。
- 二、法第五條第二号から第四号まで又は第七條第二号

に該当するに至つたとき。

行政書士が死亡した場合においては、その者が行政

書士会の会員であったときは、その行政書士会から、
その者が行政書士会の会員でなかつたときは、その者
の四親等内の親族又はその者と世帯を同じくしていいた
者から、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければな
らない。

附 則

1、この規則は、公布の日から施行する。

2、第九條から第十三條まで及び第十五條から第十九條
までの規定は、法附則第四項により行政書士の業務を
行うことができる者に準用する。但し、第九條中「行
政書士試験合格証又は行政書士となる資格を有するこ
とを証明する書面」とあるのは「法附則第四項に該當
する者であることを証明する書面」と、第十條中「三
行政書士試験合格番号及び年月日（法第二條第項各号
の資格を有する者については、その資格）」とあるの
は「三法附則第四項に該当する者である旨」と読み替

えるものとする。

別記様式第一

行政書士試験受験願書

本籍

現住所
ふりがな
氏名

生年月日

私は行政書士試験を受験致したく別紙履歴書、
寫真及び受験資格を有する証書を添えてお願い
します

年月日

氏名印

鳥取縣知事殿

別記様式第二

鳥取縣行政書士試験合格証

年第 号

住 所

氏 名

生年月日

昭和二十六年法律第四号行政書士法による行政
書士試験に合格したこととを証明する。

年月日

鳥取縣知事知事印

別記様式第三

行政書士登録申請書

年 第 号
行政書士登録證明書氏名
現住所
本籍地

補助者	住所
行政書士 試験番号	年月日
補助者	住所
行政書士 試験番号	年月日
補助者	住所

行政書士法第六條の規定により行政書士の登録を受けたので別紙関係書類を添えて申請します

年 月 日

氏名(印)

右は鳥取縣行政書士として行政書士名簿
第 号に登録された者であることを証明する
年 月 日
鳥取縣知事印

別記様式第四

行政書士登録證明書

氏名
現住所
本籍地住 所
生年月日年 月 日
鳥取縣知事印

事印

別記様式第五

登録番号

別記様式第六

登録認可申請書

本籍	年月日
氏名	年月日
事務所の所在地	年月日
出張所の所在地	年月日
補助者住所	年月日

本籍地	年月日
氏名	年月日
事務所の所在地	年月日
出張所の所在地	年月日
補助者住所	年月日

00667

備考	行政書士試験番号	資格	行政書士試験番号	資格	行政書士試験番号

行政書士法第六條第五項の規定による認可を受けたので別紙証書を添えてお願いします

行政書士法第六條第五項の規定による認可を受けたので別紙証書を添えてお願いします

行政書士法第六條第五項の規定による認可を受けたので別紙証書を添えてお願いします

行政書士法第六條第五項の規定による認可を受けたので別紙証書を添えてお願いします

00668

別記様式第七

出張所設置認可申請書

氏名	生年月日
行政書士登録番号	住所
出張所の所在地	年月日
氏名(印)	年月日

行政書士法第八條第二項の規定により出張所設置の認可を受けたいので申請します。

鳥取縣知事殿

別記様式第八

立入検査票

行政書士法第十三條(抜萃)	第号
第十三條 都道府縣知事は必要であると認めるときは、日没から日出までの時間を除き、當該吏員は行政書士の事務所又は出張所に立ち入り、その業務に関する帳簿及び関係書類を検査させることができる。	立入検査票
2 前項の場合においては、都道府縣知事は、當該吏員にその身分を証明する証票を携帶させなければならない。	氏名
3 当該吏員は第一項の立入検査をする場合においては、その身分を証明する証票を関係者に呈示しなければならない。	鳥取縣知事印

右は行政書士法第十三條の規定により立入検査を行う者であることを証明する

表裏

◇鳥取縣規則第二十一号
主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料規則

を次のように定める。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理人

鳥取縣副知事 鈴木 武

主要食糧卸売販売業者に対する購入割当記入手数料規則

第一條 知事は主要食糧卸売販売業者(以下「卸売販賣業者」という。)に対し主要食糧の購入割当を行ひ、

卸売販賣業者用主要食糧購入通帳に記入したときはこの規則により手数料を徴収する。

第二條 手数料は卸売販賣業者に対する購入割当記入手

数料とし、毎月主要食糧の購入割当記入を行つた卸売販賣業者から月一回を限り徴収する。

第三條 前條の手数料の額は二百円とする。

第四條 徴収した手数料は如何なる理由があつても還付しない。

00669

別表	料	金表	金
種	別	單位	料
美濃及びB四規	格判	一枚	三〇円以内
簡易な図面	一面	一枚	五〇円
詳細な図面	一通	"	一〇〇円
諸用紙の記入	一枚	"	二〇円
細密な表類記入	一通	"	五〇円
出生届・死亡届	一枚	"	四〇円
婚姻届・離婚届	"	"	四〇円
出張費	汽車貨物	二等運賃(但し、等車の運行のない路線について三等運賃)	車馬貨実費 日当 二〇〇円 宿泊料 八〇〇円

備考 特に複雑困難なもの又は文案を要するものは、委託者の承認において、図面以外のものに限り増額することができる。

00670

第五條 不正の行為により手数料の徴収を免れた者に対しては二千円以下の過料を科する。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

告 示

◇鳥取縣告示第二百四号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十四條第四号の規定による廃業届があつたので同法第十五條第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十六年四月十一日まつ消した。

昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣知事職務代理者	鈴木 武
鳥取縣副知事	鈴木 武
登録番号	申請者
年月日	主たる営業所の所在地
は名称	氏名
鳥取縣知事	昭和二十一年九月十九日
第六一號	山陰瓦斯工業有限会社
	米子市 東町七五
	代表取締役 松田正雄

◇鳥取縣告示第二百六号
鳥取縣農業総合委員会規程を次のように定める。
昭和二十六年四月二十七日

鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣農業総合委員会規程

(目的)

第一條 鳥取縣農業総合研究所の運営を合理化し農業総合計画に必要な事項を調査審議するため鳥取縣農業総合委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第二條 委員会は前條の目的を達成するため知事の諮問に応じ又は建議するものとする。

(委員会の組織)

- 第三條 委員会は会長及び委員若干名をもつて組織する。
2 委員は関係行政機関の職員並びに農業に關係ある團体の役職員及び学識経験者の中から知事が任命又は委嘱する。

3 会長及び委員の任期は二年とする。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（会長）

第四條 委員会に会長一名を置く。

めたときはこの限りでない。

第八條 議事は出席委員の過半数によりこれを決定する。（顧問）

(顧問)

第九條 委員会に顧問若干名を置くことができる。

(幹事)

第十條 委員会に幹事若干名を置き知事が任命又は委嘱する。

(幹事)

2 幹事は委員会の事務に当る。

第十一條 委員会の事務所は鳥取縣農業総合研究所内に置く。

第五條 委員会に専門の事項を調査審議させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は関係行政機関の職員及び学識経験を有するものの中から知事が任命又は委嘱する。

（会議）

第六條 委員会の会議は会長が召集し会長が議長となる。第七條 委員会は委員の過半数が出席しなければ開催することができない。但し会長において必要があると認

この規程は、公布の日から施行する。

附 則

◇鳥取縣告示第二百七号

昭和二十四年九月鳥取縣告示第四百八十七号（農地調整法第四條第二項第三号の基準面積について）中次の通り変更する。

昭和二十六年四月二十七日

◇鳥取縣告示第二百八号
次の土地はその公用を廢止する。

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

昭和二十六年四月二十七日

記
鳥取縣副知事 鈴木 武

上道村
一反歩

記

一、八頭郡集村大字福井字下前河原一六二番地先
旧河川敷一百二十一坪

農地委員會告示

◆鳥取縣農地委員會告示第三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十八條の規定により岩美郡宇倍野村外四箇村（地区）農地委員會より申請のあつた農地等交換分合計画を次のように認可した。

昭和二十六年四月二十七日

農地委員會名	申請年月日	認可年月日
岩美郡宇倍野村農地委員會	昭和二十六年三月二十八日	昭和二十六年三月二十九日
八頭郡智頭町富沢地区	二十一日	
	二十二日	
	二十三日	
	二十四日	
	二十五日	
	二十六日	
	二十七日	
	二十八日	
	二十九日	
	三十日	

00673

東伯郡上小鴨村
" 南谷村 "
西伯郡春日村 "

公 告

◆鳥取縣職員採用試験公告

昭和二十六年四月二十七日

鳥

取

縣

この試験は昭和二十六年度において鳥取縣職員として採用する候補者を選定するために行う試験です。

一 職種及び受験資格

(1) 事務職員

第一種	内 容	受 驗 資 格
行政事務を中心とする職務内容とする業務に從事します	1、次の学歴又は経歴のうち一に該当する者 (イ) 旧大学令による大学を卒業した者 (ロ) 学校教育法による新制大学を卒業した者 (ハ) 旧高等学校令または旧専門学校令による高等學校、専門学校（文部大臣がこれと同等と認めめたものを含む）を卒業した者	

修めた学科の種類は何でもさしつかえありません

(外) 旧高等学校令による新制大学を卒業した者
学校、専門学校（文部大臣がこれと同等と認めめたものを含む）を卒業した者

00674

(二) 文部大臣が(イ)(ア)と同程度の学力があると認めた者

1、次の学歴または経歴のうち一に該当する者

2、大正十年四月一日以降に生れた者

3、男女の別を問いません。

一般的な書記的事務または補助的事務に從事します。

(回) 旧中等学校令(旧中学校令、旧実業学校令、

新制高等学校令による中等学校(文部大臣がこれと同等と認めたものを含む)の卒業者

(八) 文部大臣が(回)と同等の学力があると認めた者

第三種 使い走りや、書類の傳送等最も單純で容易な業務に從事します。

1、新制中学校卒業程度の学力を有している者、学歴を問いません

2、年令 昭和九年四月一日から昭和十一年三月三十日までに生れた者

3、男女の別を問いません。

2、年令 大正十五年四月一日以降に生れた者

3、男女の別を問いません。

00675

(2) 技術職員

第一種

次の専門学科について知識経験、技術を特に主たる職務内容とする業務に從事します。

- 1、農学
- 2、水産
- 3、林学
- 4、畜産(獸医を含む)
- 5、蚕糸
- 6、土木
- 7、建築
- 8、農業工学

内 容

受 驗 資 格

事務職員第一種の受験資格を有し上記の専門学科について知識、経験を有する者

事務職員第二種と同一の資格を有し専門学科について知識、経験を有する者

第二種 技術方面の補助的業務に從事します

日本国籍を有しない者
事務職員第二種と同一の資格を有し専門学科について知識、経験を有する者

二、次の各号の一に該当する者はこの試験の受験資格がありません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁治産者および準禁治産者
- (3) 禁、以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 懲戒免職の処分を受け當該処分の日から二年を経過しない者

(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の團体を結成し、又はこれに加入了した者

(6) 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令(昭和二十二年勅令第一号)の規定により覺書該當者としての指定を受けた者、または團体等規正令(昭和二十四年政令第六十四号)の規定により覺書該當者

としての指定を受けた者とみなされる者

三、試験の日時、方法および発表
試験は第一次試験、第二次試験および身上調査とし、第

二次試験は第一次試験の合格者に対して行います。

(1) 第一次試験

(1) 日時、場所 各試験地ごとに昭和二十六年五月下旬に行います

(2) 日時、場所は申込の際お知らせいたします

(3) 内容 事務職員、技術職員とも筆記試験を行います

(4) 教養試験（事務職員、技術職員とも）
地方公務員として必要な一般知能及び教養の筆記試験

(5) 技術試験（第一種技術職員のみ）
専門技術についての知識の試験

(6) 結果通知 昭和二十六年六月上旬に合格者に通知します

(7) 第三次試験

(1) 日時、場所 昭和二十六年六月中旬に行います
その日時、場所は第一次試験の結果と同時に本人に通知します

(2) 内容

主として人物についての面接による試験を行います

(3) 口述試験

胸部疾患の有無に重点をおいて行います

(4) 身体検査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否その他について身上調査を行います

(5) 合格通知

昭和二十六年六月下旬に合格者に通知します

(6) 試験地

鳥取市、米子市

五、申込の方法

(1) 申込用紙請求先

申込用紙は次の場所で交付します。申込用紙を郵便で請求する際は六円切手をはつたて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい

鳥取縣府総務部人事課（鳥取市東町）

岩美地方事務所総務課（〃）

八頭ヶ原（八頭郡郡家町）

氣高ヶ原（氣高郡浜村町）

東伯ヶ原（東伯郡倉吉町）

西伯ヶ原（米子市東町）

日野ヶ原（日野郡根雨町）

(2) 申込先

申込用紙に必要な事項を記入し「鳥取縣府総務部人事課」に申込んで下さい。申込と同時に受験票をお渡しします。申込書郵送の際は、封筒の表に「縣職員採用試験申込書」と朱書きし六円切手をはつたて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

(3) 受付期間
昭和二十六年五月一日から五月十五日午後五時まで

申込用紙に必要な事項を記入し「鳥取縣府総務部人事課」に申込んで下さい。申込と同時に受験票をお渡しします。申込書郵送の際は、封筒の表に「縣職員採用試験申込書」と朱書きし六円切手をはつたて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。

(4) 受付期間

昭和二十六年五月一日から五月十五日午後五時まで

(1) 特別の資格要件を必要とする職員（医師、歯科医師、農業改良普及員、林業技術普及員など）

(2) 特別の資格要件を必要とする職員（医師、歯科医師、農業改良普及員、林業技術普及員など）

00678

(2) 知事か特に試験の必要がないと認める職員

八、採用予定人員

事務職員

第一種 一〇名程度

第二種 三〇名〃

第三種 一〇名〃

技術職員

第一種 二〇名程度

第二種 二〇名〃

昭和二十六年四月二十七日印刷
昭和二十六年四月二十七日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日
第三種郵便物認可)

行 烏坂縣鳥坂市東町
者 烏坂縣鳥坂市東町
所 烏坂縣鳥坂市東町
烏坂縣鳥坂市東町
印 刷 所